

令和3年度青森県立高等学校入学者選抜の実施及び配慮事項等について

青森県教育委員会

このことについて、下記のとおりとしますのでお知らせします。

なお、県教育委員会では、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視し、感染拡大により地域のまん延状況が深刻になった場合は、その対応について検討し、迅速に公表することとしています。

また、追検査の実施方法等、具体的な対応については、今後、入学者選抜要項等によりお知らせします。

記

1 入学者選抜の実施方法等について

実施方法については、学力検査と面接、各校が必要に応じて定めた実技検査や作文等を実施する。

新たに実施する追検査については、病気、事故等やむを得ない事由によって学力検査等を受けることができなかった者を対象とし、新型コロナウイルス感染症からの快復者等も対象とするが、快復が見込まれない場合は書類による選抜とする。

2 安全面への配慮について

入学者選抜時の新型コロナウイルス感染症の対応については、今後の国、県の対応方針や医学的な知見、県内の感染状況等を確認しながら必要な対応について継続して検討し、公表する。

高等学校は、面接及び実技検査について、待機時間の短縮等、感染症拡大防止対策の工夫について検討する。

3 入学者選抜における評価及び調査書の活用について

(1) 中学校は、調査書の「特別活動等の記録」の部活動に関する記載について、第1～3学年の活動状況及び大会成績について記載する。なお、第3学年において大会等が実施されなかった場合は、その旨を明記する。

(2) 高等学校は、特色化選抜における部活動については、調査書に記載された大会成績を点数化することをせず、記載内容を総合的に判断し、評価する。ただし、総合的な評価において、段階的評価や点数化して評価する場合は、評価の観点を明確にし、選抜資料とする。

(3) 高等学校は、大会等が実施されなかったことで受検生に有利、不利が生じないように適正に選抜する。

4 入学者選抜における学力検査の出題範囲について

各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に示された内容（ただし、社会については、移行措置（平成29年文部科学省告示第94号）を踏まえた内容）とし、出題範囲の限定は行わない。ただし、中学校において臨時休業が実施されたことを踏まえ、受検生に有利、不利が生じないように、基礎的・基本的なものを中心として出題する。

また、感染拡大により地域のまん延状況が深刻になった場合は、その対応について検討し、迅速に公表する。